

＜特別障害者手当＞

精神又は身体に著しく重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障がいの状態にある20歳以上の人に対して支給されます。

◆認定基準①

表1 各号の要件のうち、いずれか2つ以上を満たしていることが必要です。

表1

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、又は一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
(身障手帳1,2級：視覚)
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上(身障手帳2級：聴覚)
- 3 両上肢の機能の著しい障がいまたは両上肢のすべての指を欠くもの、もしくは両上肢のすべての指の機能の著しい障がい(身障手帳1,2級：肢体不自由上肢)
- 4 両下肢の機能の著しい障がいまたは両下肢を足関節以上で欠くもの(身障手帳1,2級：肢体不自由下肢)
- 5 座っていることができないまたは立ち上がることができない程度の体幹の障がい(身障手帳1,2級：肢体不自由体幹)
- 6 1～5以外で身体の障害の程度や長期にわたる安静が必要な病状が同程度と認められ、日常生活に支障がある状態(内部障害(心臓・じん臓・呼吸器・肝臓)・免疫その他の病状の重度で、安静度生活基準表の安静度2度程度に該当する状態の方が対象)(身障手帳1級)
- 7 1～6と同程度と認められる精神及び知的障がい
精神の障がいの程度は、日常生活能力判定表における判定が10点以上
知的障がいはおおむねIQ20以下(療育手帳の最重度)

◆認定基準②

認定基準①の表1の1～7のうちいずれか1つを満たし、かつ、以下の表2の各号の要件のうちいずれか2つ以上を満たしていることが必要です。

表2

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.07以下、又は1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下(身障手帳3級：視覚)
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上(身障手帳3級：聴覚)
- 3 平衡機能の極めて著しい状態(身障手帳3級：平衡機能)
- 4 そしゃく機能を失ったもの(身障手帳3級：そしゃく機能)
- 5 音声または言語機能を失ったもの(身障手帳3級：音声・言語機能)
- 6 両上肢の親指と人差し指を欠くもの、もしくは両上肢の親指と人差し指の機能全廃(身障手帳3級：肢体不自由上肢)
- 7 一上肢の機能の著しい障がいまたは一上肢のすべての指を欠くもの、もしくは一上肢のすべての指の機能全廃(Ⅱ)
- 8 一下肢の機能全廃または一下肢の大腿を2分の1以上で欠くもの(身障手帳3級：肢体不自由下肢)
- 9 歩くことができない程度の体幹の障がい(身障手帳3級：肢体不自由体幹)
- 10 1～9以外で障がいの程度や長期にわたる安静が必要な病状が同程度と認められ、日常生活に支障がある状態
(身障手帳3級：心臓・呼吸器・じん臓・肝臓)
- 11 1～10と同程度と認められる精神及び知的障がい
精神障害の程度は、日常生活能力判定における判定が8点以上
知的障がいはおおむねIQ35以下(療育手帳重度)

◆認定基準③

以下に掲げる1～3のうちいずれかに該当すればひとつの障がいでの支給可能です。

- 1 表1の要件3～5（肢体不自由）のうちいずれか1つを満し、日常生活動作評価表における判定が10点以上
- 2 障害児福祉手当の認定基準の要件8に該当し、安静度生活基準表の安静度1度程度に該当する状態
- 3 障害児福祉手当の認定基準の要件9に該当し、日常生活能力判定表における判定が14点以上

障害児福祉手当の認定基準

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの（身障手帳1級：視覚）
- 2 両耳の聴力レベルが補聴器を用いても音声を識別することが出来ない程度のもの（身障手帳2級：聴覚）
- 3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの（身障手帳1,2級：肢体不自由上肢）
- 4 両上肢すべての指を欠くもの（身障手帳1,2級：肢体不自由上肢）
- 5 両上肢の用を全く廃したもの（身障手帳1級：肢体不自由上肢）
- 6 両大腿を2分の1以上失ったもの（身障手帳1級：肢体不自由下肢）
- 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの（身障手帳1級：体幹）
- 8 1～7以外で身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静が必要な病状が1～7と同程度以上と認められる状態
※内部障がい（心臓・じん臓・呼吸器・肝臓）や免疫その他の重度（身障手帳1級）
- 9 精神の障がいであって、1～8と同程度以上と認められる程度のもの
おおむねIQ20以下（療育手帳の最重度）
- 10 身体の機能の障がい若しくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その機能が1～9と同程度以上を認められる程度のもの

※（）内の障害者手帳の等級は目安です。手当の認定基準に当てはめた場合に必ずしも認定されるとは限りません。

手当月額

手当月額は、月額27,300円です。（令和4年4月現在）

2月・5月・8月・11月にそれぞれ前月までの3カ月分を支給します。

なお、手当月額は物価スライドにより改定される場合があります。

以下に該当する場合は手当を受給できません

●厚生労働省令に定められた施設（障害者支援施設（生活介護に限る）、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等）に入所している人

※グループホーム、有料老人ホームは入所施設にはあたりません。

●病院又は診療所に継続して3ヶ月を超えて入院している人

●本人・配偶者・扶養義務者の所得が基準を上回る場合（下の「所得制限限度額表」参照）

扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	5,180,000円	3,604,000円	8,319,000円	6,287,000円
1	5,656,000円	3,984,000円	8,586,000円	6,536,000円
2	6,132,000円	4,364,000円	8,799,000円	6,749,000円
3	6,604,000円	4,744,000円	9,012,000円	6,962,000円

【日常生活能力判定表・日常生活動作評価表・安静度生活基準表】

日常生活動作評価表			
日常生活動作	0点	1点	2点
タオルを絞る(水きり程度)	ひとりでできる	ひとりで行うがうまくできない	ひとりでは全くできない
とじひもを結ぶ	5秒以内にできる	10秒以内にできる	10秒ではできない
かぶりシャツを着脱する	30秒以内にできる	1分以内にできる	1分ではできない
ワイシャツのボタンをとめる	30秒以内にできる	1分以内にできる	1分ではできない
座る(正座・横座り・あぐら・脚なげだし姿勢の持続)	ひとりでできる	ひとりで行うがうまくできない	ひとりでは全くできない
立ち上がる	ひとりでできる	ひとりで行うがうまくできない	ひとりでは全くできない
片足で立つ	ひとりでできる	ひとりで行うがうまくできない	ひとりでは全くできない
階段の昇降	ひとりでできる	ひとりで行うがうまくできない	ひとりでは全くできない

日常生活能力判定表			
動作及び行動の種類	0点	1点	2点
食事	ひとりでできる	介助があればできる	できない
排便(月経)の始末	ひとりでできる	介助があればできる	できない
衣服の着脱	ひとりでできる	介助があればできる	できない
簡単な買い物	ひとりでできる	介助があればできる	できない
家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
刃物や火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
戸外での危険から身を守る(交通事故など)	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない

安静度 生活基準表(抜粋)			
	1度	2度	3度
食事	寝たまま食べさせてもらう	横になる、または、物にもたれかかって食べる	食卓または食堂で食べる
排便	便器を使用		便所へ行く
面会談	行ってはいけない	安静時間外に連続15分以内	安静時間外に連続30分以内
歩行	行ってはいけない		室内のみ(最小限にとどめる)
清拭と入浴	入浴は行ってはいけない 清拭は医師の指示による	入浴は行ってはいけない 清拭は人にしてもらう	
洗髪	行ってはいけない	人に拭いてもらう	人に洗ってもらう
外来受診	行ってはいけないが、病状について常に医師と連絡を保つ		月1回

申請から認定までの流れ

1. 窓口で診断書用紙を受け取り、病院にて受診します。
2. 申請に必要な書類を揃えて役所窓口にて申請します。

【必要書類】

 - 認定請求書（様式は役所窓口にあります）
 - 所得状況届（ // ）
 - 振込先口座申出書（ // ）
 - 医師の診断書
 - 本人名義の通帳
 - 身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・療育手帳（持っていない方も申請可）
 - 戸籍謄本
 - 所得証明書（八幡浜市で所得が確認できない方のみ）
 - ※配偶者・扶養義務者の所得を確認する必要があります。
 - 請求者の受給しているすべての公的年金・恩給等の金額が分かるもの
 - ※1～6月に申請する場合は前々年の1～12月までに受給した年金等の金額、7～12月に申請する場合は前年の1～12月までに受給した年金等の金額が分かるものが必要です。
 - マイナンバーの分かるもの（請求者・配偶者・扶養義務者）
3. 申請後、ご自宅まで伺い、聞き取り調査を行います。
4. 嘱託医による診断書の審査、本人及び配偶者・扶養義務者の所得審査後、該当者には認定通知書、却下対象者には却下通知書を送付します。

特別障害者手当が認定されると・・・

- 毎年8月12日から9月11日までの間に、所得状況届の提出が必要です。
受給者とその配偶者及び扶養義務者の所得を調査し、支給を継続できるか否か決定します。
提出がない場合は、8月分以降の手当の支給が停止されます。
- 受給者の状況が変わったときは必ず各種変更届を提出してください。
 - ① 住所・名前・振込口座・扶養義務者が変わったとき
 - ② 障害が軽くなったとき
 - ③ 死亡したとき
 - ④ 次の施設に入所したとき

障害者施設	障害者総合支援法に規定する療養介護を行う病院、障害者支援施設、国立保養所 生活保護施設（救護施設、更正施設）
老人施設	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム